

奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱

第1 目的

この要綱は、「奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年10月奈良県条例第13号。以下「条例」という。）に定める基準等の趣旨及びその運用について、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老発第214号厚生労働省老人保健福祉局長通知。以下「解釈通知」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 一般的事項

1 職員の資格要件（条例第5条）

条例第5条第2項に規定する「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、解釈通知第1の4（1）の規定にかかわらず、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、福祉・医療・保健のいずれかの分野において2年以上相談業務に従事し、かつ、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者と同等の能力を有すると管理者が認める者とする。

2 記録の整備（条例第9条）

条例第9条第3項第1号の知事が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- ① 勤務形態一覧表、勤務簿、タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録
- ② 施設サービス計画
- ③ フロア日誌、日報等利用者の入所状況、職員の勤務状況、特記事項が記録された記録
- ④ 介護給付費明細書
- ⑤ 利用者負担分に係る領収関係書類
- ⑥ 加算の算定要件を基礎付ける記録その他請求内容を基礎づける記録
- ⑦ 身体拘束等の態様及び時間等の記録
- ⑧ その他請求内容の基礎となる記録

3 報告（条例第10条）

条例第10条の知事が別に定めるところは、次に掲げるものとする。

- ① 施設状況報告書
- ② 特別養護老ホーム待機者状況調査書
- ③ その他知事が介護サービスの向上を図るために必要と認める情報の調査

第3 設備に関する事項

- 1 条例第11条第4項第1号アに規定する知事が特に必要と認める場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。ただし、②から④までに掲げる場合において、1の居室の定員が2人以上の室（以下「多床室」という。）の定員の合計は、当該施設全体の定員の合計の2分の1を超えないものとする。
 - ① 入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合で、定員を2人とするとき。
 - ② 土地の取得が極めて困難等の理由により現有敷地内で既存施設を建て替える場合に、土地の形状、面積等の制約により多床室でなければ建築できない場合で、当該施設の所在する市町村から、多床室を設ける必要がある旨の意見の申出があるとき。
 - ③ 既存施設を建て替える場合で、サービス利用者の所得の状況等の動向を踏まえて、当該施設の所在する市町村から、多床室を設ける必要がある旨の意見の申出があるとき。
 - ④ その他地域の実情に応じて多床室の整備が必要と認められるとき。
- 2 条例第11条第7項は、木が有する効用及び性質が利用者へのサービス提供等に有効であることから、木材の利用に配慮することとしたものである。

第4 処遇に関する事項

- 1 入所者の処遇に関する計画（条例第15条）

特別養護老人ホームにおいて作成する入所者の処遇に関する計画は、入所者が介護保険法（平成9年法律第123号）第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合等必要に応じて見直しを行うものとする。
- 2 食事（条例第18条）

条例第18条第2項は、解釈通知第4の5（1）の規定にかかわらず、入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。

なお、規則的な食事が、単なる栄養の摂取のみにとどまらず生活の質の維持及び向上において重要な意義を持つことを踏まえ、利用者の心身の状況及び嗜好への配慮に加えて旬の食材や郷土食を取り入れる等の献立の工夫に努めることにより、利用者の食べる意欲の維持及び向上に努めることとしたものであること。

また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。
- 3 勤務体制の確保等（条例第25条）

条例第25条第5項は、従業者がやり甲斐を感じ続けることができるよう職場環境の整備を促進するため、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう

努めることとしたものである。

4 衛生管理等（条例第27条）

特別養護老人ホームにおいて整備する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針には、解釈通知第4の14（2）②に定めるもののほか、感染対策委員会の構成員及び開催頻度を規定するものとする。

5 事故発生の防止及び発生時の対応（条例第32条）

特別養護老人ホームにおいて整備する事故発生の防止のための指針には、解釈通知第4の19（1）に定めるもののほか、介護事故の防止のための委員会の構成員及び開催頻度を規定するものとする。

第5 その他

ユニット型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームについては、第2、第3の2及び第4の規定を準用する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。